

# 御嵩町生活排水対策推進計画（可児川流域）第3次改訂版（案）に関するパブリックコメント実施結果

- 1 実施期間 令和6年2月15日（木）から3月5日（火）まで
- 2 意見提出件数 2件
- 3 提出された意見と町の考え方

該当箇所	寄せられたご意見（要約）	町の考え方
P 2 2	<p>整備に関する方針</p> <p>①下水道の整備、②汲み取り、単独浄化槽から合併浄化槽への転換、この2つが基本方針だが、法で定められた浄化槽の年1回以上の清掃の徹底も重要であり施策方針に加えることを検討されたい。</p>	<p>生活排水対策推進計画は、令和15年度に生活排水処理率を98.9%以上にすることを目標としています。この生活排水処理率は、御嵩町の人口に占める生活排水処理人口（流域公共下水道に接続している人口と合併処理浄化槽を設置している人口の合計）の率です。</p> <p>生活排水処理率を向上させるためには、生活排水処理施設である下水道の整備と合併処理浄化槽への転換を図るとともに下水道への接続が必要だと考え、施設整備の基本方針で示しています。</p> <p>岐阜県は、浄化槽の維持管理が大切だと考え、浄化槽法で定められた①「法定検査」、②「保守点検」、③「清掃」の3つの義務の必要性をホームページで広報しています。また、「らくらく一括契約」をあわせて推奨しています。この「らくらく一括契約」とは、上記の3つの義務を履行するため、3事業者と同時に契約できる便利なシステムで、岐阜県は全国に先駆けて実施しています。また、各圏域に浄化槽の専門職を配置し、未受検者に対して、訪問等により実施を促しています。これらの取組みにより、浄化槽の法定の年1回清掃の実施率が95%と、全国で最も高い数値となったのではないかと考えられます。</p> <p>町内の浄化槽設置者は「らくらく一括契約」を活用していますので、町では浄化槽の清掃が徹底されていると考えます。</p> <p>町では、浄化槽の維持管理の必要性を毎年町広報誌「ほっとみたけ」に掲載し、周知しています。これからも、浄化槽の維持管理に関する啓発活動を実施します。</p>
P 2 4 8, 9行目	行ずれがある	行ずれを確認しましたので、修正します。